

## 障害者欠格条項に関連する論点に関する意見 (第8回差別禁止部会のヒアリングで提示された課題)

差別禁止部会委員 池原毅和

第1、障害者欠格条項を「修正し、又は廃止する」ことを明記することについて、どう考えるか。

- 障害者権利条約の批准の前提として国内法制を整備するという観点からは、少なくとも、障害を明示した基準に用いて不利益取り扱いを行う直接差別類型については、各国の法制においても例外を許容しないものとしているので、障害を明示的な基準としている欠格条項については修正することを提言すべきである。
- 障害を明示的な基準としない欠格条項が、実質的には主として障害のある者に不利益に作用する場合については、間接差別類型ないし関連差別類型に該当する場合がありますが、これらの類型については各国の法制度上も例外的に許容される場合があることを認めており、また、それらの類型に該当するか否かは法規定の実際の適用のあり方による側面もあるので、障害者権利条約の批准の前後にわたって、各所管省庁および障害者政策委員会において、引き続き間接差別等が生じることになるか、また、例外的に許容されるための要件として、欠格事由を定める目的の正当性およびその目的を達成するためにより緩やかな規制手段が存在しないこと（最高裁薬局距離制限判決参照）などの要件が満たされているかを検討すべきである。
- 上記の検討作業は、障害者権利条約が定める合理的配慮義務の観点からも、例えば、業務の遂行ができないなどの事由は、合理的配慮が尽くされたうえでの判断であるかどうかについても、検討すべきである。
- 上位法規範である障害者権利条約の批准という観点とは別に、差別禁止法という法律の次元では、他の法律の修正または廃止について個別に定めるものとはせず、障害者権利条約を踏まえた差別の定義とそれが例外として許容される場合の要件を明確に定めることで将来の検討作業に寄与することが相当ではないか。

第2、政府、地方公共団体が、既存の法律・規則・条例などの差別を調査し、情報を公開し、差別を修正し又は廃止することを義務付ける規定を設けることについて、どう考えるか。

- 障害者権利条約を批准した場合、政府および地方公共団体は条約上の義務を負うことになるので、差別禁止法が義務付け規定を定めることは必要ないのではないか。
- 障害者政策委員会に調査および情報開示請求権限などを定めることが相当ではないか。

第3、資格付与の前提になる試験の実施に当たっては、合理的配慮を提供すべきことを差別禁止法案の各則の中に独立条項を設けて規定することについて、どう考えるか。

- 試験実施にあたっての合理的配慮は、情報保障あるいはアクセシビリティの保障によって解決可能と考えられるので、資格付与試験に特化した各則を定める必要はないのではないか。